

# 年金が「最低 10 年加入」に短縮へ。専門家が分析した衝撃の受給額

まぐまぐニュース！ 2016.09.28

無年金者対策として、年金受給資格期間をこれまでの 25 年から 10 年に短縮する法案が先日閣議決定されました。これにより 64 万人が新たに受給資格を得ることになるのですが、一体月額にしてどれくらいの年金を受け取ることができるようになるのでしょうか。そしてその財源は？ 決して分かりやすいとは言えない年金のあれこれを、無料メルマガ『年金アドバイザーが教える！楽しく学ぶ公的年金講座』の著者・hiroki さんがわかりやすく解説してくださいました。

## 年金受給資格の加入期間が 25 年から 10 年に短縮へ。一体どういう事？

9 月 26 日に、平成 29 年 9 月分から年金受給資格期間が 25 年以上なくても、10 年以上で受給資格が得られるようになるという事が閣議決定されました。施行日は平成 29 年 8 月 1 日。8 月 1 日に受給権発生だから、翌 9 月分から年金が発生します。

年金というのは受給権発生月分の年金は貰えません。だから初回支払いは平成 29 年 10 月から、まず 9 月分の 1 ヶ月分を。その後は偶数月に前 2 ヶ月分を支払う。12 月なら、10、11 月分の年金支給。

この年金受給資格期間を 10 年に短縮というのは、平成 24 年 8 月に成立した年金機能強化法により実施される事が決まったものです。

年金機能強化法は、少子高齢化が進む中でも年金が生活の機能を果たせるようにという事でできた法律。消費税を上げて社会保障への財源に充てる事で実施されるものでした。

で、「受給資格期間が 10 年に短縮」について、元々は平成 27 年 10 月に消費税率を 10%までアップする事を条件に、10 年以上に短縮される事になっていましたが、消費税 10%アップが平成 29 年 4 月に再延期され、更にまたも消費税アップが平成 31 年 10 月まで再々延期された事で、また年金も延ばされるのかと思われましたが、平成 29 年 9 月分からの支給という事になりました。

消費税という財源を確保出来ない中での、年金受給資格期間 10 年への短縮、という訳です。

さて、今現在は年金を貰うのに必要な期間は原則 25 年間です。つまり、この 25 年間に 1 ヶ月でも足りなければ 1 円も年金は出ないシステムです。

※注意：原則 25 年以上無くても、いくつかの特例により年金を貰える人もいます。例えば昭和 28 年 4 月 2 日生まれの人であれば厚生年金期間のみ、もしくは共済組合期間のみ、または厚生年金期間と共済組合期間合わせて 22 年あれば年金を貰うための受給資格を満たします。

### 知っておきたい、「カラ期間」の仕組み

25 年間という内訳は、未納期間は除いた期間です。未納期間が多くて 25 年間に足りなくて年金が貰えない人を、10 年に短縮して貰えるようにするのが今回の改正の目的。

これにより年金機能強化法が議論され始めた平成 19 年当初、無年金者が 118 万人も居ると推定されていた内、65 歳以上で無年金者の人は 42 万人も居て、その 42 万人の内 17 万人が期間短縮により年金が貰えるようになると試算されています。つまり普通は 65 歳になれば年金（老齢基礎年金）が支給されるものなのですが、それすら支給されていないんですね、25 年に足りなくて。老齢基礎年金を貰う資格が無いって事は、当然、厚生年金とかも貰えていないって事です。

118 万人というのは 60 歳未満の人も含んだ数字ですが、つまりそういう人が年金保険料を納める事ができる最高の 70 歳まで納めたとしても、25 年の年金受給資格期間を満たせない人達の数字です。

その期間を 10 年に短縮する事で、年金の受給資格が得られる人は 64 万人と推計されているようです。必要な予算は 650 億円との事。

さて、国民年金が出来たのは昭和 36 年 4 月 1 日からで、20 歳から 60 歳までの人は強制加入となりました。そして、最低 25 年間の年金加入期間がある人に年金を支給しようという事になりました。

25 年間というのは、民間企業の厚生年金期間とか公務員の共済組合期間、自営業の人等が納める国民年金保険料納付期間、国民年金保険料を免除した期間と、そして、カラ期間を合わせた期間が 25 年以上ある必要があるという事です。

国民年金保険料をちゃんと納めた期間や厚生年金保険料を納めた期間等は保険料納付済期

間といいます。

ちなみにカラ期間というのは、例えば年金が大改正されて昭和 61 年 4 月 1 日以降は国民年金に誰もが強制加入になりました。昭和 61 年 3 月以前は国民年金に強制的に加入しなくてもいい人がいました。

厚生年金とか共済組合に加入している人の配偶者のような人（専業主婦とか）は、国民年金保険料を納める必要はなかったのです。つまりこういう配偶者は国民年金に加入しなくてもよかったということ。

昭和 61 年 3 月まで国民年金に加入して居なかった人は、昭和 61 年 4 月からいきなり強制加入と言われても期間が足りなくて年金を貰えない場合も出てくるので、国民年金に加入していなかった昭和 61 年 3 月までの専業主婦（主夫）だった期間も 25 年に加えよう、というのがカラ期間です。

カラ期間というのは年金受給資格に必要な原則 25 年の期間にプラスするだけの期間で、年金額に反映しないからカラ（空）期間と呼ばれています。

あと、20 歳から 60 歳までの海外に在住していたけど国民年金に加入せず、国民年金保険料を支払わなかった期間なんかもカラ期間となります。この海外に在住して国民年金に加入しなかった期間は、今現在も海外在住してる間もカラ期間として扱われます。

**ならば、年金保険料は 10 年だけ支払えばいいということになるのか？**

25 年間で 10 年に短縮されるわけですが、この 10 年という期間は何もすべて保険料を完璧に納める期間ではありません。

**保険料納付済期間+保険料免除期間+カラ期間 $\geq$ 10 年であれば足够了。**

でも、10 年になったからって、「じゃあ 10 年間、年金保険料を納めたりした期間があるから、それ以上は保険料を納める必要はない」ということなんですか？

年金受給資格を得るのは 10 年で OK にはなりますが、20 歳から 60 歳までは誰もが国民年金に強制加入して年金保険料を納めなければならない事は今までと変わりありません。

まあ、国民年金は保険料を支払うのが困難な場合は保険料免除にする事も出来ますが、厚

生年金に加入している人は強制的に厚生年金保険料が給与から徴収されます。

そして、20歳から60歳までの厚生年金に加入してる人や共済組合に加入してた期間というのは、実は国民年金にも加入しています。イメージとしては、一階部分に国民年金があり、その上の二階部分に厚生年金が乗っかっているイメージです。この場合、厚生年金保険料と国民年金保険料を二重に支払っているわけではなく、厚生年金保険料の中に国民年金分も含まれています。

だから、厚生年金に加入してた人は将来、国民年金から老齢基礎年金が支給されますし、厚生年金から老齢厚生年金が支給されるんですね。

### 「10年に短縮」で受給資格を得た人の年金額はいくらか？

ところで、今まで25年必要だったのが10年になった場合の年金額を見てみましょう。

今は例えば原則25年以上の期間がある人は65歳からは老齢基礎年金が貰えます。

20歳から60歳までの40年間は国民年金に強制加入だから、仮に40年間（480ヶ月）完璧に国民年金保険料を納めている人であれば、国民年金から老齢基礎年金が年額780,100円（月額65,008円）支給されます。

じゃあ25年間（300ヶ月）納めた人はいくらになるのか。

満額の老齢基礎年金が780,100円なので、 $780,100 \text{円} \div 480 \text{ヶ月} \times 300 \text{ヶ月} = 487,562 \text{円}$ （月額40,630円）。

そして10年だけの人だとどうなるか。

$780,100 \text{円} \div 480 \text{ヶ月} \times 120 \text{ヶ月} = 195,025 \text{円}$ （月額16,252円）となり、とても低額な年金になります。とてもじゃないですが、生活できる年金額じゃありません。満額の老齢基礎年金月額65,008円でも生活は厳しいはずですよ。

だから10年に短縮されたからって安心してはいけません。

仮にこの10年が国民年金保険料免除期間（全額免除の場合）なら更に少なくなります。全額免除期間であっても老齢基礎年金の半分は税金から支払われているので、 $780,100 \text{円} \div$

480ヶ月×120ヶ月÷2=97,512円（月額8,126円）の年金となります。

また、今の老齢厚生年金は1ヶ月でも厚生年金を納めていれば65歳から老齢厚生年金が支給されます。

ただし、これも原則の25年間の年金受給資格期間がある事が前提で、なおかつ、厚生年金期間が1ヶ月以上ある人でないと老齢基礎年金と合わせて老齢厚生年金は貰えないですが、全体で10年以上あればこの1ヶ月分の老齢厚生年金も貰える事になります。

ちなみに昭和36年4月1日以前生まれの男性、昭和41年4月1日以前生まれの女性は、生年月日により65歳前から老齢厚生年金を貰う事が出来ますが、65歳前から老齢厚生年金を貰う場合は最低1年以上の厚生年金期間（厚生年金期間と共済組合期間合わせて1年以上でも良い）と全体で25年以上の年金受給資格期間が必要でしたが、全体で10年に短縮される事により65歳前からの老齢厚生年金を貰う事も可能になります。

#### ● 厚生年金支給開始年齢（日本年金機構）

なお、過去に未納にした期間（今なら過去最大5年まで遡って納められる）がある場合、とりあえず60歳から最高70歳までは国民年金に任意に加入して保険料を納める事が出来ます（厚生年金加入中は不可）。ただし、65歳から70歳までは原則の25年以上（来年の改正で10年以上）足りない人のみ国民年金保険料を納める事が出来ます。

また、過去に国民年金保険料を免除にしている部分は、25年以上や改正後の10年以上の期間には含まれますが、過去最大10年以内の免除期間の保険料を支払って年金額を増やす事が出来ます。

#### 少子高齢化の中、「10年に短縮」は正解なのか

先日の敬老の日にあった総務省統計局の発表によれば、65歳以上の高齢者は3,461万人で全人口の27.3%になったそうです。

高齢者の割合はまた上がりました、高いですね。でもこれ、2050年には38.8%になり、2060年からは40%ちょっとでずっと推移していく見通しですから、まだまだ高齢化率は上がります。もうだいぶ昔からシミュレーションされてた事なんですけどね。それを踏まえ、年金は様々な改正に追われてきました。

2060年の高齢者40%になる頃、全人口約8,500万人のうち3,400万人が65歳以上人口になり、2100年には全人口が約5,000万人に対し2,000万人ちょっとが65歳以上人口となると推計されています。

25年から10年に短縮する事は重要だと言われてはいますが、それよりも少子高齢化や雇用の問題が遥かに重要ではないでしょうか。

**特に少子高齢化は年金問題に直結します。**

年金保険料は年金受給者の年金として支払われていますが、その年金受給者を支える生産年齢人口が減っていき、高齢者が今後もますます増える中で、10年に短縮する事がそこまで重要な事だとはあまり思いません。

従来なら25年以上に足りなくて年金が貰えなかった人が、10年に短縮されることで年金が貰えるようになり、その650億円という財源を消費税に頼らないで支給されるわけですが、この支給開始までまだ約1年間あるので、今後の動きに注目しましょう(^^;;

## 国民年金保険料、強制徴収拡大

ガゼット通信 2016.09.28

国民年金法88条は、「被保険者は、保険料を納付しなければならない。」と規定しています。かつては、滞納保険料の強制徴収がほとんど行われていなかったせいか、どこかの二重国籍の問題のように、納付は努力義務であって、法的義務ではないから滞納していても強制徴収されることはないという俗説がまかり通っていました。

しかし、88条を見ても、納付が法的義務であることに疑いはありません。また、87条は、政府が保険料を徴収する旨を規定していますが、これまで強制徴収をしてこなかったことは、政府の怠慢だといってもよいでしょう。

ところで、強制徴収は、現在年間所得350万円以上の滞納者に実施されているのですが、来年からその対象が年間所得300万円以上の滞納者に拡大されることになりました。

これは納付率が60パーセント程度とかなりの低水準であることから、これを改善し高齢化社会に備えよう、公平性を貫こうというものでしょう。

ただ、保険料は月額一律で16,260円で年額だと195,120円になり年間所得300万円の方々には大変な負担でしょうし、強制徴収となっても月額平均15,000円当時の総計が対象となりますから、やはり大変なことだと思います。

会社に勤務しながらも、毎月の生活のために厚生年金に加入せず、国民年金の保険料も支払わないという人が多いというのが社会の実情です。

しかも年金については、いろいろな問題が発覚し、今の若い人が将来年金を受給できるかどうか分からない、それならばタンス預金の方がよいと考えても、あながちそれを非難することはできないと思います。

国は、支給開始年齢を一方向的に上げています。納付した保険料総額すら受給できないということもあり得る事態です。

そのような年金に対する不信感から納付率が下がるのか、納付率が悪いから年金に対する不信感が広がるのか、卵が先か鶏が先かのような話になってしまいますが、年金運用の杜撰さ、いわゆる箱ものを造りすぎ、低価額売却による膨大な売買損の発生など、当時の年金関係者が身銭を切ってでもある程度補填しなければ、保険料は払わないぞというのも納得できない話ではないと思います。

年金制度や保険料の納付は、高齢化社会を支えるためには必要不可欠であると思いますが、まずは被保険者の不安を払拭するような説明をし、制度設計をしてもらえないものかと思います。